札幌市産業廃棄物処理実態調査票記入の手引き

本調査は、札幌市にて発生・処理された産業廃棄物について、その発生量や処理の 実態等を把握するものです。また、本調査は、調査結果を基に産業廃棄物の排出量や 処理量の将来推計を行い、産業廃棄物の減量や再資源化などの課題を整理し、札幌市 産業廃棄物処理指導計画策定の基礎資料とすることを目的とします。本調査のご回 答内容は、調査目的以外へは使用せず、会社名や個人名は公表いたしません。

【同封の書類について】

本書類を含めて、以下の書類を同封しています。ご確認ください。

- (1) 札幌市環境局からの依頼文
- (2) 札幌市産業廃棄物処理実態調査票記入の手引き …本書類

<インターネット経由での調査票提出が困難な場合用>

- (3) 札幌市産業廃棄物処理実態調査票
- (4) 返信用封筒

【調査票の記入方法などのお問合せ、回答アンケート送信先(調査委託先)】

日本工営株式会社 札幌支店 技術第二部 環境計画グループ 担当:斎藤、鈴木(淳) 札幌市中央区北5条西6-2 札幌センタービル22階

「TEL 受付時間:平日9:30~12:00、13:00~17:00]

TEL: 0120-309-412 (フリーダイヤル ※通話料金は無料です)

TEL: 011-557-8024/FAX: 011-208-2314 (技術第二部※通話、通信料金がかかります)

◎E-mail: ml-R6sapporosanpai@n-koei.co.jp (斎藤、鈴木(淳))

【調査主体】

札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係

※マニフェストの年次報告および電子マニフェストを使用した場合も、本調査の対象です。

1. 記入についてのお願い

1. 4	作成•提出	貴事業所の廃棄物処理に関する実態について、添付のアンケート調査票を確
	方法	認いただき、札幌市のホームページから入力フォームをダウンロード、入力
		の上、メールにて上記アンケート送信先までお送り下さい。
		【入力フォーム URL】札幌市 HP「札幌市産業廃棄物処理実態調査について」
		http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanpai/1chosa.html
		※フォームへの入力・メールでの送信が困難な場合は、添付の調査票に回答
		をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご郵送ください。
2.	提出期限	令和 6 年 9月 30日(月)
3.	調査の対	令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)の1年間
	象となる	この期間中に札幌市内にて発生した産業廃棄物の処理状況について、マニフ
ļ	期間	ェストなどを基に記入してください。
		※本調査は、マニフェストの年間報告とは目的が異なります。
		マニフェスト年間報告済みの方も対象となります。
4.	調査の対	当調査票が送付された事業所のみ
	象となる	他所にある本社(店)、支社(店)、工場等、調査票が送付されていない施設
1	事業所	は本調査の対象となりません。 ※当業務の責任者がご記入ください。
5.	調査の対	本手引きの3~5ページの「産業廃棄物の分類表」記載の産業廃棄物
	象となる	産業廃棄物の分類は、本手引きの3~5ページの「産業廃棄物の分類表」に
	産業廃棄	従って記入してください。
	物	※発生した産業廃棄物を排出する前にリサイクルした物、
		他人に売却・無償供与した物 も対象となります。
6.	その他	(1)書類での提出において、調査票が不足することが予想される場合は、あら
		かじめ調査票をコピーするか、上記お問合せ先(日本工営株式会社)まで
		追加用紙をご請求ください。
		(2)提出された調査票の内容について問合せをする場合がありますので、必
		ず 調査票の控え を取っておいてください。

2. 廃棄物とは

廃棄物とは

不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものをい い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律「略称:廃棄物処理法〕等の関係法令によって、 その保管、運搬、処分などの方法が規制されています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20種類と、輸入された廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者に課せられています。

【廃棄物の種類】

産業廃棄物

工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち 法律で定める20種類と、輸入された廃棄物

特別管理産業廃棄物 産業廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を 与えるおそれのあるもの

> (感染性廃棄物、揮発油類等 pH2.0 以下の廃酸、特 定有害産業廃棄物など)

廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物 般廃棄物

家庭生活に伴って生じた廃棄物

事業系一般廃棄物

(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの)

特別管理一般廃棄物 一般廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を 与えるおそれのあるもの(感染性廃棄物など)

【産業廃棄物の種類】

1 燃え殻 11 動物系固形不要物

12 ゴムくず 2 汚泥

3 廃油 13 金属くず

14 ガラスくず、コンクリートくず(16を除く)及び陶磁器くず 4 廃酸

5 廃アルカリ 15 鉱さい

6 廃プラスチック類 16 がれき類(工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片等)

7 紙くず 17 動物のふん尿 8 木くず 18 動物の死体 9 繊維くず 19 ばいじん

10 動植物性残さ 20 「1~19 又は 21」を処理したもので「1~19」に該当しないもの

21 輸入された廃棄物

3. 産業廃棄物の分類表 その1 ※当分類表は、本調査のためのものです。

	j	産業廃棄物の種類	分類番号	具 体 例
燃え殻		0110	燃料などの焼却灰 (石炭がら、コークス灰、重油灰、木炭、炉掃出物、クリンカー等)、石炭 灰、廃棄物の焼却灰、廃活性炭、廃カーボン ※可燃ゴミ等を自己で焼却処理した場合は、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の 種類として記入して下さい。	
	有格	幾 性 汚 泥(下記以外)	0210	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色排水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
汚泥		下 水 汚 泥	0211	下水汚泥
(泥状のもの)	無機	幾 性 汚 泥(残土を除く)	0220	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窒素排水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落とししたものに限る)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限る)、脱硫石こう、赤泥、ガラス・金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料(油性のものを除く)、その他泥状を呈する無機性廃棄物
		建設汚泥(残土を除く)		建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		上水汚泥	0222	上水污泥
廃泊	3		0300	アルコール類、ケトン類、洗浄油、アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形せっけん、クレヨン、パステル、タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス(樹脂系以外のもの)
	一般	鉱物廃油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油
	廃油	動物性廃油	0312	魚油、ヘッド、ラード、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油、なたね油
廃電	Ĉ.		0400	無機性及び有機性の酸性廃液、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂泊浸せき工程、染色 工程)、黒メート廃液、写真定着廃液
廃フ	'ルカ	IJ	0500	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイド廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、廃クーラント(LLC)、写真現像廃液
廃プラスチック		チック類	0600	染料かす(固形状のもの)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、接着剤かす、廃イオン交換樹脂、塩ビ管、ビニールシート、ポリ袋、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、合成樹脂製紙くず、合成繊維(ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ)、合成樹脂類(塩化ビニル樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、フェノール樹脂(ベークライト)、尿素樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂)、合成ゴム(固形ラテックス)(天然ゴムはゴムくず)、自動車用プラスチックバンバー、廃農業用ビニール、プラスチック製廃容器包装、塩化ビニル製建設資材、繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃船、FRP製風呂おけ
	廃	タイヤ	0601	廃タイヤ
	プラ	スチック製廃容器包装	0604	包装フィルム、包装容器、使用済み容器・チューブ・飲料用ボトル 他
	発砲スチロール等		0605	発砲スチロール、発泡ウレタン、発泡ポリスチレン、スタイロフォーム
	建設	工事発生廃プラスチック	0651	ウレタン建材、塩ビ管・継ぎ手、ビニルクロス、タイルカーペット、遮水シート、タイル類、ビ ニルシート・ビニルボース、不織布、養生シート 他建設工事で発生したプラスチック
	製造	過程発生廃プラスチック	0652	カット・破損等、合成紙、合板ロス、生産・製造加工ロス、製品加工ロス、施工端材 他製造・ 加工の過程で発生したくず(使用済みのプラスチックではない)
紙くず		0700	パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、 出版業 (印刷出版を行うものに限る) 、製本業及び印刷物加工業、PCBが塗布され、又は染み 込んだものに該当する企業の事業活動に伴って発生する紙くず(古紙を含む) 例:新聞紙、印刷くず、製本くず、裁断くず、チップポール、ラミネート紙	
	建設	工事の紙くず	0710	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)に係るもの 例:建設用包装用 紙、建設用包装ダンボール、建設現場から排出される紙くず
木 <	ず (:		0800	物品賃貸業、物流用パレット(パレットへの積付けのために使用した梱包用木材を含む)、 木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業、PCBが染み込ん だものに該当する企業の事業活動に伴って発生する木くず
	建設	工事の木くず		建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)に係るもの 例:おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、建設関係の建物、橋、電柱、 抜根、抜木、抜開物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な症状を有している産業廃棄物は、 特別管理産業廃棄物の分類をご参照下さい。

網掛けした項目は、対象外です。

⁽注)分類番号『0700』に該当しない紙くず(オフィス等から出る書類、新聞紙、雑誌類、ティッシュペーパー、紙コップなど)は事業系の"一般廃棄物"です。本調査の対象外です。

⁽注)分類番号『0800』に該当しない木くず(オフィス等の棚や机、街路樹や庭木の枝うちにより発生した 木・枝・幹・根など)は、事業系の"一般廃棄物"です。本調査の対象外です。

3. 産業廃棄物の分類表 その2 ※当分類表は、本調査のためのものです。

産業廃棄物の種類		類番号		具 体 例
			繊維工業 (衣服、その他の紙	繊維製品製造業を除く。)、PCBが染み込んだものに該当する企業
繊維くず(天然繊維	くず) 0	0900		然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)
				*繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然素材が主体のもの)
建設工事繊維	催くず 0	0910		楽又は除去に伴って生じたものに限る。)に係るもの る繊維くず、ロープ等(天然素材が主体のもの)
			食料品製造業、医薬品製造業別	及び香辛料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る
動植物性残さ	1	1000	固形状の残さ(製造くず)	プロマニー 中サノギーギノエムナー 効制口の禁制発と ラカリーン
			かす、卵殻、貝殻、羽毛、発	ごのアラ、皮革くず、ボイルかす、乳製品の精製残さ、スクリーン ☆ ・酸造かす、原料くず
動物系固形不要物	4	4000	畜場、食鳥処理場から生ずる	獣害、食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず(天然ゴム	くず) 1	1100	天然ゴムくず、エボナイトくす ク類)	ず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず、(合成ゴムは廃プラスチッ
金属くず	1	1200	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、ブリキ・トタンくず、空き缶 (鉄製のもの)、銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶、鉛管くず、電線くず	
ガラスくず、コンクリ	リートくず及び 1	1300		ルスして、 型目 くす、 型標 くす
陶磁器	1 () ()	1300	X T O J A CENT O G V J J	2. V y C
ガラスくず	1	1310		食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具
		1310		等、空きびん類、薬品びん、ロックウール、
	ス繊維くず※ ラスウール) 1	1323	ガラス繊維くず(グラスウー)	ν)
陶磁器くず	1	1320	陶器類、セラミックくず、レ	ンガ、かわら、タイル
石膏。	ボード 1	1322	石膏ボードくず	
コンクリー	トくず 1	1321		製造に係るもの(ヒューム管、U字溝等のコンクリート二次製品製のものに限る)、石こう型)
鉱さい	1	1400		沙、高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい、不良鉱石、ボタ、不 、破石くず、金属スラッグ、スラグ
がれき類	1	1500		鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル
コンタ		1501	工作物の新築、改築又は	コンクリートの破片、コンクリートブロック破片
		1502	除去に伴うもの	アスファルトコンクリートの破片
動物のふん尿	1	1600	畜産農業から排出された家畜	
動物の死体	1	1700	畜産農業から排出された家畜	
ばいじん		1800	酸、廃アルカリ、廃プラス	るばい煙発生施設において発生するもの、又は汚泥、廃油、廃 チック類の焼却施設において発生するもので集じん施設によ の排ガスを処理して得られるばいじん)
処分するために処理	里したもの 1	1900	重金属及飛灰・主灰・有害汚	
(13号廃棄物)				
混合廃棄物	2	2200	分別ができない又は行わなか	った廃棄物のうち、建設混合廃棄物を除くもの。
建設混合廃棄	物 2	2000	建設工事に伴って発生した廃	棄物のうち、分別ができない又は行わなかったもの
シュレッターダスト	2	2300	廃自動車破砕物、廃電気機械	器具破砕物
石綿含有産業廃棄物	2	2400	石綿をその重量の0.1%を超え	えて含有するもの(以下同様)。
ガラスくず、 くず及び陶研		2420	スレート板、サイディング、	岩綿吸音板
廃プラスチ、		2430	ビニール板タイル	
がれき類	2	2440	工作物の新築、改築又は除去	- に伴って生じた不要物。石綿セメント板など
水銀使用製品産業廃棄物		2500	水銀回収が義務付けられている電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収が義務付け以外の製品	
水銀含有ばいじん		2600	水銀を含むばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい	
廃自動車		3000	自動車	
廃 バイク	7 3	3011	バイク	
二輪 自転車	≢ 3	3012	自転車	
廃電気機械器具	3	3100	廃パチンコ機及び廃パチスロ機、プリント配線板、電子レンジ、電話機、自動販売機	
家電リサイク	カル対象物 3	3103	パーソナルコンピュータ	
蛍光灯		3111	蛍光灯	
廃電池類		3500	水銀を含まない乾電池	
)				

[・]網掛けした項目は、対象外です。

[※]ガラス繊維くず(グラスウール分類番号 1323)は、近況を把握するため、ガラスくず(分類番号 1320)から新たに分けました。

3. 産業廃棄物の分類表 その3 ※当分類表は、本調査のためのものです。

	産業廃棄物の種類 分類番号		具 体 例
太陽	太陽光発電設備		太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、架台を分類できず処分した場合
	太陽電池モジュール	2220	太陽光発電設備の太陽電池モジュール
	太陽光発電装置の廃プラスチッ ク		太陽光発電設備の接続箱、パワーコンディショナに含まれる廃プラスチック(太陽電池モジュールを除く)
	太陽光発電装置の金属資材	1210	太陽光発電設備の接続箱、パワーコンディショナ、架台に含まれる金属(太陽電池モジュールを 除く)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な症状を有している産業廃棄物は、以下の特別管理産業廃棄物の分類をご参照下さい。

	産業廃棄物の種類	分類番号	具 体 例
Ī	引火性廃油	7000	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、エーテル等
J	腐食性廃酸	7100	水素イオン濃度指数[pH2.0]以下の廃液
J	腐食性廃アルカリ	7200	水素イオン濃度指数[pH12.5]以上の廃液
j	感染性廃棄物	7300	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射 針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病 原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管・シャーレ等)、汚染物が付着 した廃プラスチック類等
H	持定有害産業廃棄物	7400	
	廃PCB等・PCB汚染物・ PCB処理物	7410	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物
特	廃石綿等(飛散性)	7421	吹き付け石綿(アスベスト)、石渡含有保温材
別管理	鉱さい(基準値を超える有 害物質を含むもの)	7423	特定有害物質を含む鉱さい
特別管理産業廃棄物	燃え殻(基準値を超える有 害物質を含むもの)	7424	特定有害物質を含む焼却灰
物	廃油 (基準値を超える有害 物質を含むもの)	7425	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
	汚泥 (基準値を超える有害 物質を含むもの)	7426	特定有害物質を含汚泥
	廃酸 (基準値を超える有害 物質を含むもの)	7427	特定有害物質を含む酸性廃液
	廃アルカリ(基準値を超え る有害物質を含むもの)	7428	特定有害物質を含アルカリ性廃液
	ばいじん(基準値を超える 有害物質を含むもの)	7429	特定有害物質を含ばいじん
	処分するために処理したも の(基準値を超える有害物 質を含むもの)	7430	
	廃水銀等	7440	特定施設において生じた廃水銀等、水銀等が含まれている物又は水銀使用製品から回収した廃水銀

【参考】以下の廃棄物は、産業廃棄物ではなく一般廃棄物です。 今回の調査の対象外となります。

生ごみ (残飯、野菜くず、骨、肉、魚、茶殻、賞味期限の切れた製品等)、ティッシュペーパー、雑誌、新聞、OA 紙、事務室で使用した段ボール、天然繊維の布類 (タオル、ウエス、軍手等)、布団、座布団、草木、落ち葉、割り箸、紙おむつ、髪の毛、タバコの吸殻、汚れた弁当容器、オフィス等の棚や机、街路樹や庭木の枝うちにより発生した木・枝・幹・根など (3~5ページの分類表)の産業廃棄物に分類されない木くず

4. お問合せ先

日本工営株式会社 札幌支店 担当:斎藤、鈴木(淳) 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6-2 札幌センタービル22階

TEL:0120-309-412(フリーダイヤル 平日 9:30~12:00、13:00~17:00 ※通話料金は無料です)